

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2
 氏 名 有限会社 タナベ
 代表取締役 田 邊 宏 様

平成30年5月1日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (家屋解体に伴う一般廃棄物など)
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ
許 可 期 間		平成30年 5月15日から 平成32年 3月31日まで
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		大樹町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	広尾郡広尾町字紋別760番地3 南十勝環境衛生センター 広尾郡大樹町字萌和394番地2 南十勝廃棄物処理センター
	そ の 他	関係法令を遵守すること

平成30年5月15日

大樹町長 酒 森 正

